

# 韓国の国民基礎生活保障制度における扶養義務

(韓国経済システム研究シリーズ No. 25)

大東文化大学  
高安雄一

2013年3月

環日本海経済研究所  
(ERINA)

## 韓国の国民基礎生活保障制度における扶養義務

大東文化大学 高安雄一

日本の生活保護に対応する韓国の制度は、国民基礎生活保障制度である。国民基礎生活保障は、1999年に根拠法が制定、2000年10月1日から施行され、制度が導入された。国民基礎生活保障制度が導入される以前には、1961年に制定された生活保護法を根拠とした公共扶助制度があった。しかし、この制度の対象は、「老齢・疾病その他、労働能力を喪失して生活維持の能力がない者」<sup>1</sup>に限定されていた。一方、国民基礎生活保障は、旧制度が限定していた対象を拡大し、所得が最低生計費に達さない世帯を対象とした<sup>2</sup>。

韓国における現制度は、導入されてから13年目であり、日本の生活保護制度と比較して歴史が浅いが、いくつかの注目すべき点がある。その一つが、扶養義務にかかる客観的な基準と厳格な調査である。本稿では、国民基礎生活保障制度における扶養義務について、その基準と調査を中心に紹介することで、日本において生活保護制度にかかる議論がなされる際の、参考情報を提供することとしたい。

### 第1節 扶養能力があるか否かにかかる基準

第1節では、国民基礎生活保障制度の扶養義務について、扶養能力があるか否かにかかる基準を取り上げるが、その前に、扶養の位置づけと扶養義務者の範囲について見ることとしたい。扶養の位置づけは、受給権者の範囲を定めた国民基礎生活保障法（以下「法」とする。）第3条に見ることができる。法第3条では、「扶養と他の法令による保護は、この法による給与に優先して行うこととする」とされている。つまり国民基礎生活保障制度において、扶養は給付に優先するものと位置づけられている。また法第5条第1項では、①扶養義務者がいない、あるいは、扶養義務者がいても扶養能力がない、または扶養を受けることができない、②所得認定額が最低生計費以下との、2つの条件を受給権者は満たす必要があることを定めている。

次に扶養義務者の範囲であるが、法第2条は扶養義務者を、受給権者の1親等の直系血族及びその配偶者と定めており、具体的には、父、母、息子、子、子の配偶者に限定される。

---

<sup>1</sup> 「生活保護法案提案理由」による。

<sup>2</sup> 財産を所得に換算するため、実際は最低生計費より所得が低いだけでは対象にならない。また後述するように、扶養能力のある扶養義務者がいる場合も対象にならない。

しかし扶養義務者が存在しても、扶養能力がなければ国民基礎生活保障を受給することができる<sup>3</sup>。法施行令等は、扶養能力がないと判定するための具体的な基準を定めている。これによると、原則として扶養能力は、①所得、②財産によって判定される。所得及び財産ともに扶養能力を判定する客観的な基準額が定められており、扶養義務者の所得及び財産が、それぞれの基準を下回る場合にのみ扶養能力がないとされる。

所得から見た扶養能力の判定基準から見ていこう。まず扶養義務者の所得が、扶養義務者が属する世帯（以下「扶養義務世帯」とする。）に対応する最低生計費の130%を超えていれば、扶養義務者に扶養能力があるとされる。最低生計費とは、国民基礎生活保障の受給金額の基準にもなる重要な概念である。これは「国民が健康で文化的な生活を維持するために必要な最低限の費用」であり、保健福祉部長官が、中央生活保障委員会の審議・議決を経て、毎年告示している。世帯の人数によって最低限の生活のために必要な費用が異なるため、最低生計費は世帯人数別に定められている。なお日本は、市町村を物価水準などで区分した上で、異なった最低生計費を定めているが、韓国では全国一律である。

2012年における最低生計費（一か月）は、単身世帯の場合、55万3,354ウォン、2人世帯の場合94万2,197ウォンであるが、これを購買力平価で日本円に換算しよう<sup>4</sup>（以下でウォンを円に換算する際も同様とする）。IMFが算出した2012年の購買力平価によれば、100ウォン12.9円であり、円換算した扶養義務能力の基準額（最低生計費の130%）は、単身世帯で9万2,685円、二人世帯で15万7,816円となる。つまり扶養義務者が単身で世帯を構成している場合、これに12カ月を乗じた数、すなわち年間所得が111万2,220円を超えると、扶養能力があると判定される。

ただし扶養義務者に扶養能力があると判定されても、扶養能力が微弱であるとされる場合には、満額ではないものの国民基礎生活保障を受給できる。扶養能力が微弱か否かを判断する基準は以下のとおりである。扶養義務者の所得が、受給申請者が属する世帯（以下

---

<sup>3</sup> 国民基礎生活保障の給与には、生計給与、住居給与、医療給与等7種類あるが、本稿では生計給与を前提としている。

<sup>4</sup> 市場為替レートではなく購買力平価によりウォンを円に換算する理由は、市場為替レートが、投機や国家間の資本移動の影響を受け、円が過大評価されている可能性が高いからである。購買力平価は、それぞれの通貨が有する購買力、すなわち、買える財やサービスの量が等しくなるように計算して求められる。具体的には、多くの比較可能で代表的な財及びサービスで構成されたバスケットの価格が等しくなるレートを算出する。購買力平価は、①貿易の対象にはならない国内の物価（例えば、教育、医療、政府サービス等）が反映される、②投機や国家間の資本移動の影響を受けないといった長所がある。このような購買力平価の長所を鑑みると、一人当たりGDPによって得られる物質的な幸福度の比較などを行う際には、市場為替レートを使うより意義のある比較が可能となる。

リーマンショック後の円高局面における市場為替レートは、投機などの影響もあり、円がドルに対して割高に、ウォンが割安に評価された可能性が高い。実際にIMFが算出した購買力平価によると、2010年には100ウォン13.3円であるが、市場為替レートでは100ウォン7.6円であった。よって市場為替レートによる円は、購買力平価に比べて74%ほど高く評価されている。なお購買力平価は、算出方法によって数値が異なるとの問題点があるが、OECDが算出した数値で見ても、円が2010年で77%ほど高く評価されている。よって円とウォンについて見る限り、購買力平価の数値に大きなばらつきはないと考えられ、以下ではウォンを円に換算する際には、購買力平価を使う（総務省ホームページ「国際比較プログラム(ICP)への参加」及び、「2008年基準購買力平価、測定値と利用(仮訳)」を参考とした)。

「受給申請世帯」とする。)と扶養義務世帯、それぞれの最低生計費を合算した額の 130%未滿であれば、扶養義務者の扶養能力は微弱であるとされる。

なお上記の所得基準には例外がある。例えば、高齢世帯、障害者世帯、母子あるいは父子世帯が受給を申請した場合<sup>5</sup>、扶養義務者の所得が、受給申請世帯と扶養義務世帯それぞれの最低生計費を合算した額の 185%を超えなければ、扶養義務者の扶養能力は微弱であるとされる。この場合は、国民基礎生活保障を受給できなくなる扶養義務者の所得は高まり、保障を受給するためのハードルが下がる。

次に財産である。財産は扶養義務者の不動産及び金融資産等である。まずは財産の金銭的価値を評価して、その価値を所得に換算する。財産の所得換算額は、財産の金銭的評価額に 4.17%を乗ずることで算出される。次に扶養能力があるとされる所得換算額であるが、これは受給申請世帯及び扶養義務世帯それぞれの最低生計費を合計した金額に、42%を乗じたものとなる。扶養義務者の財産の所得換算額が基準額を上回れば、所得面では扶養能力がないと判断されたとしても、財産面で扶養能力があるとされる。なお扶養義務者の財産であるが、純財産額（財産額－負債額）から基本財産額を控除することで算出される。ちなみに基本財産額による控除は、大都市で 1 億 3,300 万ウォン、中小都市で 1 億 850 万ウォン、農漁村で 1 億 150 万ウォンに設定されている。

具体的な所得基準と財産基準は、受給申請世帯と扶養義務世帯それぞれの世帯員数の組み合わせによって決まる。また所得基準については、受給申請世帯が高齢世帯である等の事情によっても変わる。ここで具体的な例を挙げて、所得基準及び財産基準がどの程度になるか見よう。2人で構成される高齢世帯が受給を申請し、扶養義務世帯が 3人世帯であるとする。このケースでは、月間所得が 158 万ウォン未滿であれば扶養能力なし、158 万ウォン以上 400 万ウォン未滿であれば扶養能力が微弱とされる<sup>6</sup>。そして年間所得で見れば、扶養能力があるか否かの基準額は 1,896 万ウォン、扶養能力が微弱か否かの基準額は 4,800 万ウォンである。また扶養義務者が大都市に居住している場合、財産が 1 億 5,477 万ウォン未滿であれば、財産基準も満たす。

さらに上記の数字を円に換算する。まず所得基準については、扶養能力があるか否かの基準額が年間所得で 245 万円、扶養能力が微弱か否かの基準額が 618 万円である。そして財産基準額は 1,993 万円である。表 1 では、受給申請世帯と扶養義務世帯それぞれの世帯人数の組み合わせに対応する所得基準額（年間所得）、表 2 では財産基準額をそれぞれ円に換算した数値を掲載した。

<sup>5</sup> 高齢世帯とは 65 歳以上の者がいる世帯、障害者世帯とは「障害者福祉法」上、障害者等とされる者が含まれる世帯、母子・父子世帯とは「母子・父子家族法」上の母子・父子世帯と定義されている。

<sup>6</sup> 千ウォン単位を四捨五入した。

## 2. 扶養を拒否あるいは忌避するための基準

扶養義務者に扶養能力があるか否かを判断するため、所得及び財産にかかる客観的な基準がある点を見てきた。扶養義務者の所得や財産が基準を超えていれば、国民基礎生活保障は原則受給できない。しかし扶養義務者が扶養能力を有していると判断されても、①扶養能力がある扶養義務者がいても扶養を受けられない場合、②扶養能力がある扶養義務者が扶養を拒否あるいは忌避する場合には、受給が認められる<sup>7</sup>。

第一に、「扶養能力がある扶養義務者がいても扶養を受けられない」であるが、扶養を受けられないと認定される扶養義務者の状態が施行令第5条に列举されている。まず、扶養義務者が、①兵役法によって徴集されている、②海外移住法にもとづき海外移住者に該当する、③刑務所、拘置所、保護観察施設に収容されている場合が該当する。また、④行方不明者である場合も該当するが、(a)失踪宣告手続きが進行中である、(b)警察署など行政官庁に、家出、行方不明申告を行って1カ月以上経過した、(c)市長、郡守、区庁長<sup>8</sup>が、家出または行方不明である事実を確認した場合がこれに相当する。

さらに、⑤その他の事項のなかで申請者が扶養を受けることができないと市長、郡守、区庁長が確認した場合も該当する。これには、(a)扶養義務世帯に自然災害やこれに準ずる事故などが発生した場合、(b)受給を申請した者の1親等の直系血族が死亡した場合、(c)義理の父母が扶養義務者である場合（再婚した実の父母は死亡）、(d)その他、扶養義務者が扶養できないとする妥当な理由を証明する、あるいは補償機関が直接確認した場合がこれに相当する。

第二に「扶養能力がある扶養義務者が扶養を拒否あるいは忌避する」である。ただし受給申請者が扶養を拒否あるいは忌避されたと申し出るだけでは十分ではなく、扶養義務者が扶養を拒否あるいは忌避するに足る理由があることが必要である。保健福祉部（2012）は、どのような場合に理由があるとされるか例を示している。その一つが、実質的に家族関係が断絶している、あるいはその他これに準ずる理由により申請者が扶養を受けることができないと認定された場合である。具体的には、①父母が再婚して子供を扶養せずに行った場合、②過去に家族間の扶養忌避事由（家出、浮気、虐待等）によって、扶養を忌避あるいは拒否した場合、③養子、養父母等、血縁関係にないことを理由に扶養を拒否あるいは忌避した場合がこれに相当する。

保健福祉部が例示した以外のケース、特にマスコミ等で報じられた日本におけるケースで、扶養を拒否あるいは忌避できるのであろうか。これを明らかにするため、基礎自治体として実務を行う、市郡区の国民基礎生活保障担当者に対し電話による聞き取り調査を行った<sup>9</sup>。インタビューの対象は、釜山広域市A区、同市B区、大田広域市A区、同市B区、光州広域市C区であり、以下の5つ想定されるケースについて、扶養を拒否あるいは忌避

<sup>7</sup> 保健福祉部（2012）による。

<sup>8</sup> 韓国の基礎自治体は市、郡、区であり、それぞれの長は、市長、郡守、区庁長である。

<sup>9</sup> 電話による聞き取り調査は、筑波大学博士後期課程のチョンジョン氏の協力を受けた。

できるか否か質問した。

想定 1 は、「申請者の両親は元公務員で比較的高額な年金を受給している。扶養の可否を問われた際、これを拒否し、受給申請者に対しては『俺は関わりたくないから、勝手にしろ』と言った」ケースである<sup>10</sup>。想定 2 は、「一定の収入はあるものの『自宅のローンを抱え、子供が高校や大学に進学する時期であり、決して生活は楽ではない』と援助を断った」ケースである<sup>11</sup>。そして想定 3 は、「扶養義務者に扶養能力はあるが『30 歳を超えた息子には一切援助はしない』と主張して援助を拒否した」ケース、想定 4 は、「扶養義務者に扶養能力はあるが『なんで今さら援助しなければいけないのか』と断られた」ケース、想定 5 は、「扶養義務者の名義でマンションを購入し、このマンションに受給申請者が入居した。しかしお金の援助はしていない」ケースである<sup>12</sup>。

聞き取り調査の結果、調査対象とした基礎自治体の全ての担当者から、「5 つの想定されたケースでは、いずれも扶養を拒否あるいは忌避することはできない」との回答を得た。また、「このようなケースを認定した場合、扶養義務の意味が失われてしまう」との指摘を受けた。そして「扶養能力があると判断された以上、断絶がない以上は、保障の対象にはならない」点を強調した。

なお扶養を拒否あるいは忌避する理由が妥当か否かは、市郡区に設置されている地方生活保障委員会で判断する。これは公務員と民間により委員が構成されるが、釜山広域市 A 区の事例では、委員長を区庁長、副委員長を局長、監査をチーム長といった行政職員が務め、その他は外部委員を委託している。3 カ月程度に 1 回程度開催され、急いで処理しなければならない案件がある場合には小委員会が開催される。主な議題は、扶養を拒否あるいは忌避する理由の妥当性にかかる判断である<sup>13</sup>。しかしながら、扶養を拒否あるいは忌避する理由について、委員会が妥当と判断するためのハードルは高いのが現状である。そしてもう少し柔軟な対応ができないか、国が申し入れている状況である<sup>14</sup>。

ここまでの議論をまとめると、扶養義務者が能力を有しながら、申請者が国民基礎生活保障を受給するためには、①家出、虐待、再婚、実際の血のつながりはないなどの特殊な事情がある、②関係が断絶しており、全く会うことなく、私的な援助もしていないとの 2 つの条件を満たした上で、これが地方生活保障委員会で認められるといった、高いハードルを乗り越えなければならない。

<sup>10</sup> 週刊ダイヤモンド（2012 年 6 月 30 日：30 ページ）で紹介された日本の事例である。

<sup>11</sup> 産経新聞インターネット版【生活保護】生きていけないという家族を助けるのは誰？「日本人の美徳が希薄に」（2012 年 6 月 25 日）で紹介された一般論である。

<sup>12</sup> 想定 3～5 も日本のマスコミ等で紹介された事例である。

<sup>13</sup> 釜山広域市 A 区の国民基礎生活保障担当者に対する電話による聞き取り調査結果による。

<sup>14</sup> 保健福祉部基礎生活保障課の担当者に対する聞き取り調査の結果による。

### 3. 調査

ここまで、扶養義務者に扶養能力があるか否かについて、それを判断するための所得及び財産基準が明確に定められている点について見てきた。しかし扶養義務者の所得及び財産を調査することは難しく、申請者の申告のみにもとづいて判断するならば、明確な基準も絵に描いた餅になってしまう。しかし韓国では扶養義務者がいるか否かのみならず、扶養義務者の所得や財産までも調査が可能である。

扶養義務者の所得及び財産調査については、「社会福祉統合管理網」、愛称が「幸福 e ウム」というシステムが威力を発揮している。e ウム（イウム）とは韓国語で「つながり」という意味である。韓国語でイと発音する部分を英語の e (IT を想起するからと想定される) に置き換えたことから、無理に日本語にすると「ウム」の部分を発音のまま訳すしかない。韓国では愛称で呼ばれているが、愛称の直訳では意味が伝わらないので、本稿では「幸福ネットワーク」と呼び、議論を進めていく。さて「幸福ネットワーク」は、保健福祉部が管理しており、地方自治体の福祉行政を担当する職員を支援することを目的とした情報システムである。このシステムは 2010 年 1 月から運用が開始されたが、このシステムが扶養義務者の所得及び財産調査に威力を発揮する理由は、これによって個人の所得及び財産情報を入手できるからである。そこで以下ではこの「幸福ネットワーク」について解説していこう<sup>15</sup>。

「幸福ネットワーク」は、保健福祉部が管理しているが、27 の機関が所有している 215 種類の所得及び財産情報、福祉サービス履歴などが連携しており、地方自治体の福祉担当職員に情報が提供される。これまでも福祉サービスを担当する地方自治体の職員が情報を得る手段があったが、福祉サービス提供時に調査する所得及び財産情報がサービスごとにばらばらであったとともに、福祉サービスごとに各機関に情報提供の申請をしていたため効率的ではなかった。しかし「幸福ネットワーク」では、所得及び財産情報を標準化したとともに、福祉サービスを受けた人の情報を蓄積することで、様々な福祉サービスの担当者から、所得及び財産情報を所有している機関が何度も照会を受けることがなくなった。

受給申請を受け付けた市郡区といった地方自治体の担当職員は、「幸福ネットワーク」に、申請者世帯の構成員、扶養義務者の住民登録番号を入力して、所得及び財産情報等を照会する。ここで留意が必要な点は、「幸福ネットワーク」には、国民全体の所得及び財産情報が蓄積されているわけではなく、あくまでも社会福祉サービスを受けた人の情報に限られることである。よってこれまで他の福祉サービスを受けたことのない人の所得及び財産情報は、新たに関係機関等から提供を受ける。この際には、個人の住民登録番号が重要である。韓国では個人がそれぞれの住民登録番号を持っており、担当職員はこの住民登録番号を「幸福ネットワーク」に入力することで、所得及び財産情報の照会を行う。国民全体の

---

<sup>15</sup> 「幸福ネットワーク」に関する記述は、保健福祉部（2010）を参考にしたとともに、保健福祉部福祉情報課に対する電話による聞き取り調査も行った。

情報が蓄積されているわけではないので、即時に情報を得ることはできない。しかし、概ね半月程度といった、比較的早い時期に情報を得ることができる<sup>16</sup>。

韓国国民は、個人 ID とも言える住民登録番号を有しているが、銀行口座開設、土地登記、自動車登録、税の納付、年金にかかる手続きなど様々な手続きに際して、必ず住民登録番号が必要であり、個人名が住民登録番号とセットで登録される。また最近インターネットの実名制にともない、サイトへの加入のために住民登録番号の入力が求められるケースも増えている。この個々の国民に付与された生涯変わらない固有の番号は、所得及び財産情報の収集に威力を発揮する。

国民基礎生活保障の申請を受け付けた市郡区の担当職員は、受給申請世帯の世帯員、扶養義務者の住民登録番号を入力して所得及び財産情報を照会する。国民基礎生活保障の申請書には、申請人、世帯員、扶養義務者の住民登録番号を書く欄がある。そこには世帯の所得及び財産を詳細に記す欄があることはもちろんであるが、扶養義務者の所得及び財産を書く欄もある。しかし自分や世帯員の所得及び財産はわかっても、扶養義務者の所得及び財産について知っている者は多くないと考えられる。よって知らなければ、この欄に何も書かずともよく、扶養義務者の名前と連絡先さえ書けば問題ない。さらに扶養義務者を申請書に書かなくとも、申請者の住民登録番号から、扶養義務者に相当する人の姓名、住民登録番号を追うことができる<sup>17</sup>。

さて扶養義務者の所得額及び財産額を書く欄に基準を超える金額が書かれていれば、申請者は受給することができない。一方、基準を満たす金額が書かれている（あるいは扶養義務世帯の所得額及び財産額を記入する欄が空欄である）場合、「幸福ネットワーク」で確認がなされる。照会がかけられた扶養義務者の所得及び財産情報は、住民登録番号を頼りに、これらに関する情報が蓄積している機関から入手される。

所得情報は、国税庁や国民年金公団等から得ている。国税庁は総合所得税を課税する際に所得額を把握しているし、国民年金管理公団も年金保険料を賦課する際に所得額を把握している。また固定資産については、行政安全部が財産税を徴収する際に、土地や建物の評価額を把握している。さらに、預金、株式、有価証券、収益証券等の金融資産の情報は、銀行、保険会社、証券会社、組合中央会、知識経済部（郵便貯金）により提供されている。そして、「幸福ネットワーク」に照会がかけられた金融資産情報は、保健福祉部の傘下機関である韓国保健福祉情報開発院が、金融財産照会システム<sup>18</sup>を通じて、各金融機関に一括して照会する。

ただし金融資産については、金融機関が、保健福祉部長官、市長、郡守、区庁長に情報を提供する提供することを、本人が同意することが必要である。同意書には、金融情報が求められる人の名前、住民登録番号を書いた上で、「金融情報等への提供に同意する」と書

<sup>16</sup> 注 13 と同じ。

<sup>17</sup> これには、後述する家族関係登録簿を使う。

<sup>18</sup> このシステムは、国民基礎生活保障受給者の適正管理及び不正受給予防のため、2008 年 8 月に導入された。



かれた欄などに署名あるいは捺印する。当然、扶養義務者からも同意を取る必要があるが、これは受給申請者が行う。そして、地方自治体が受け取った同意書をイメージファイルにして、これを韓国保健福祉情報開発院に送付する。送付された同意書は、署名（印）と住民登録番号が一致しているかなどチェックを受け、さらに金融財産照会システムに送られる。なお扶養義務者から同意書を受け取れなかった場合、原則的には国民基礎生活保障の受給はできない。ただし、扶養義務者と全く音信不通となっていて、社会通念上も扶養義務者に援助させるには無理があると判断された場合には、国民基礎生活保障の受給が可能となる。

扶養能力のある扶養義務者がいても、国民基礎生活保障の受給が可能となるケースについては後述するが、「恥ずかしいから、あるいは説教されるから扶養義務者に同意書を取りに行けない」といった理由は認められず、その場合は受給をあきらめることとなる。ちなみに扶養義務者の住所がわからないため、同意書を取りに行けないケースも想定されるが、この場合は、市郡区が住所を調べ受給申請者に教え、それによって申請者が同意書への署名を依頼することとなる<sup>19</sup>。

また「幸福ネットワーク」は、扶養義務者の事後管理のための情報整備も行っている。国民基礎生活保障法の第 23 条では、年 1 回以上、①扶養義務者の有無及び扶養能力等、扶養義務者に関連する事項、②受給権者及び扶養義務者の所得及び財産に関する事項を、定期的に調査することが定められている。2010 年 9 月の数値で見ると、国民基礎生活保障の受給者は 155 万人であり、その扶養義務者は 143 万人であった。そこで「幸福ネットワーク」は、これら扶養義務者に関連して、まず 2010 年 12 月に扶養義務者の人的整備を行った。人的整備とは、扶養義務者に漏れがないか、また家族構成に変化がないか等を確認し、扶養義務者の範囲及びその世帯特性を確定させる作業である。

扶養義務者の人的整備には、家族関係登録簿が威力を発揮している<sup>20</sup>。韓国では戸籍に代わり、家族関係登録簿が作成された。家族関係登録簿は、家単位で編成された戸籍とは異なり、個人単位で、本人だけでなく、両親（養父母を含む）、配偶者、子（養子を含む）の姓名、性別、生年月日、住民登録番号等の登録事項などが記録される。家族関係登録簿は、書面の帳簿ではなく、登録事項がデータで入力されている。そして電算システムで情報が管理され、必要な情報のみが抽出され提供される。なお登録事務やシステムの管理は、日本の最高裁判所に相当する大法院が担当し、関係行政機関との連携も行っている。よって基礎生活保障の担当は、「幸福ネットワーク」を通してではなく、直接、大法院のシステムから、新規申請者や既存受給者の扶養義務者に関する情報を得ることとなる。

このように扶養義務者の人的整備によって、国民基礎生活保障の受給者の家族関係登録簿を照会して、扶養義務者の情報に漏れや変動がないか確認が行われたが、人的整備に引き続き、2011 年からは所得及び財産情報の整備が行われている。これは、扶養義務者全員

<sup>19</sup> 釜山広域市 A 区、B 区の国民基礎生活保障担当者に対する電話による聞き取り調査の結果による。

<sup>20</sup> 家族関係登録簿の記述は、法制処ホームページの「探しやすい生活法律情報」、家族関係の登録等に関する法律（規則も含む）の条文による。

の所得及び財産情報を最新のものに更新する作業であり、国税庁、韓国年金管理公団から得る所得情報、行政安全部から得る固定資産情報等の公的情報をもとに、上半期と下半期の年2回実施される。また民間の金融機関から得る金融財産情報は、2011年秋に更新がなされた<sup>21</sup>。つまり2011年のうちに扶養義務者の情報は、完全リニューアルされ、今後はこれが定期的に行われるようになった。

このように、「幸福ネットワーク」に蓄積されている扶養義務者にかかる情報が最新のものに更新されたところで、国民基礎生活保障の担当セクションが、最新情報をもとに扶養義務者に対する詳細な確認調査を行った<sup>22</sup>。ただし確認調査は悉皆調査ではなく、2011年の調査においては、新しく更新された調査で、扶養義務者の世帯所得が中位所得以上、すなわち4人世帯であれば月間所得が360万ウォン（約46万円）以上の世帯<sup>23</sup>に調査対象が絞られている。

そして2011年に行われた確認調査の対象世帯は、23万9千世帯の38万7千人であった。確認調査は、戸籍から把握できていなかった扶養義務者に対して重点的に行われた。また「幸福ネットワーク」が導入される前は、財産調査は扶養義務者が居住する地域でしか行われなかったが、導入後は全ての地域の財産が把握できるようになった。よってこれによる財産額の変動についても確認された。これら確認調査の結果、約3万3千人に対する国民基礎生活保障の支給が中止され、14万人の支給額が削減された。一方で9万5千人は支給額が増加した。支給が中止されたケースでは、扶養義務者の所得月額が500万ウォン（約64万円）を超えていた受給者が5,496名、1,000万ウォン（同129万円）を超えていた受給者が495名であった。

保健福祉部が公表した扶養義務者確認調査の報告には、確認調査の結果、扶養義務者が高所得あるいは多くの財産を有していたことが判明した事例が示されている。少し長くなるがこれを適宜引用しつつ紹介する。釜山広域市では、受給申請時に子を申告しなかった受給者がおり、2000年から受給していた。しかし、家族関係登録簿から子が確認され、長男世帯の所得が月額1,400万ウォン（約180万円）（長男は公企業の職員で、その妻は事業所得を得ていた）ことが判明した。京畿道では、受給申請時には子が確認できなかった受給者に、4男1女がいることが確認され、次男の財産が41億ウォン（約5億3千万円）、四男の所得が月額900万ウォン（約116万円）であることが確認された。さらに慶尚南道でも、扶養義務者がおらず生活が苦しいとの理由で、2000年から受給していた者に、家族関係登録簿上、5人の子がいることが確認され、次男の財産が14億ウォン（約1億8千万円）あることが判明した<sup>24</sup>。

このような扶養義務者に対する事後調査は、2011年が初めてではないが、以前は、市郡

<sup>21</sup> 保健福祉部福祉情報課の担当者に対する電話による聞き取り調査の結果による。

<sup>22</sup> 確認調査については、保健福祉部「基礎生活保障受給者扶養義務者確認調査結果発表」（2011年8月18日報道資料）による。

<sup>23</sup> 「家計動向調査」（2011年）による数値である。

<sup>24</sup> 保健福祉部「基礎生活保障受給者扶養義務者確認調査結果発表」（2011年8月18日報道資料）に列挙されている事例を紹介した。

区といった自治体単位で調査が行われていた<sup>25</sup>とともに、「幸福ネットワーク」といった強力なシステムがなかったため、その調査能力には限界があった。これに対して 2011 年の調査は、全国一斉に「幸福ネットワーク」を使った初めての調査であったため、以上で紹介したような事例を中心に、約 3 万 3 千人に対する国民基礎生活保障の支給が中止され、14 万人の支給額が削減されることになった。

韓国では扶養義務者の調査は、情報を持っている関係機関との連携、IT を駆使した情報の収集によって行われているが、これを可能している重要な点は、国民を住民登録番号で識別できることであろう。所得の過少申告等により国税庁でさえ、扶養義務世帯の所得を正確に把握しているとは限らない。しかし、公的機関が把握している情報はもとより、民間の金融機関が把握している情報を漏れなく収集しているので、扶養義務者の有無、扶養義務者の所得及び財産に関する情報の確度は高いと考えられる。

さてここまでは、「幸福ネットワーク」を利用した扶養義務者の所得及び財産に対する調査について解説したが、扶養を拒否あるいは忌避する正当な理由があると認定する前にも、きちんとした調査が行われる<sup>26</sup>。まず扶養義務者に能力がある場合、実際に扶養を受けていないか必ず調査する。このために、受給申請者の生活実態、近隣住民等を通じて調べた訪問回数、受給申請者の通帳入金記録等を勘案して、実際の扶養の有無を調査する。さらに近隣住民への聞き込みでは、正月に立ち寄っていないか等も聞くこともある<sup>27</sup>。扶養義務者が扶養できないとの意思を示した場合には、事実関係の調査も行う。家出の申請書、児童保護所に虐待が申告されたか調べることもある<sup>28</sup>。そして必要時には、近隣住民などに面談して事実確認を行う。

#### 第 4 節 緊急支援事業

扶養義務者が存在し、扶養能力があるにもかかわらず扶養を拒否あるいは忌避され、これが正当な理由によるものと認められなかった場合、受給申請者はどのようになるのだろうか。受給申請者の所得が最低生計費に達さず、取り崩すべき財産もない場合、生活に困窮する事態を招きかねない。これに対しては「緊急支援事業」が対応している<sup>29</sup>。緊急支援事業は、2005 年 12 月に公布された「危機状況に置かれた者に対する緊急福祉支援法」にもとづく事業である。この事業は、2004 年 12 月に発生した大邱広域市における 4 歳児死亡事件を始めとして、貧困によって死亡した事件が多発したことを契機に導入が検討された。政府はこの事業の導入背景として、国民基礎生活保障制度の対象者選定基準が厳格で

<sup>25</sup>釜山広域市 A 区、B 区の国民基礎生活保障担当者に対する電話による聞き取り調査の結果による。

<sup>26</sup> 扶養拒否あるいは忌避を認定にかかる調査については、保健福祉部（2012）124 ページによる。

<sup>27</sup> 注 14 と同じ。

<sup>28</sup> 注 14 と同じ。

<sup>29</sup> 緊急支援事業の導入背景については、国会保健社会委員主席専門委員「危機状況に置かれた者に対する緊急福祉支援法案（政府提出）検討報告書」（2005 年 6 月）による。

あることにより、生活が危機的な状況になっている人に対する迅速な対応が困難である点を挙げている。

法案の提出時において、国民基礎生活保障の財産基準や扶養義務者の所得あるいは財産基準によって国から援助を受けられない貧困者が 180 万人に達していた。法第 5 条第 2 項では、扶養義務者に扶養能力がある等、受給の条件をクリアしていないため受給権が得られなくても、生活が困難な者に対して一定期間、保健福祉部長官の決定によって、国民基礎生活保障の全部または一部を給付することが定められている。また緊急給与の制度もあり、市長、郡守、区庁長の決定により、緊急性がある場合、給付実施可否を決定する前に給付の一部を支給できることが定められている。

しかし 2004 年の給付状況を見れば、458 世帯（806 人）に対して 1 億ウォンだけが給付されるに過ぎなかったとともに、事前に必要十分な給付を行うとした法律の趣旨とは異なり、最低生計費のなかでも食料費だけを支援していた。よって法律上は緊急支援制度が存在するにもかかわらず、消極的な運用がなされていたことが指摘されていた。そこで国民基礎生活保障の死角地帯、すなわち、扶養義務者の所得あるいは財産基準等により受給できないにもかかわらず、扶養義務者からも扶養を拒否され、生活が困窮してしまっている人などに対して、援助することを目的に、緊急支援事業が導入された。

緊急支援事業の対象者は、危機状況により生計維持が難しい人である<sup>30</sup>。危機状況を生じさせる理由としては、①世帯で主に所得を得ていた人が死亡する、家出するあるいは行方不明になる、拘置所や刑務所に入る、②入院をとまなうような病気にかかる、あるいは怪我をする、③世帯員から放任あるいは遺棄される、④世帯員の家庭内暴力により一緒に生活を営めなくなる、④火災や災害により住居が被害を受ける、⑤その他の保健福祉部長官が認める理由<sup>31</sup>の 5 つが根拠法に挙げられている。

緊急支援は幾つかに分けることができるが、生計支援について見てみよう。まず支援基準額が、単身世帯の場合 36 万ウォン（約 4 万 6 千円）、3 人世帯の場合には 79 万 3 千ウォン（約 10 万 2 千円）である。一方、最低生計費は単身世帯の場合、55 万 3,354 ウォン（約 7 万 1 千円）、3 人世帯の場合 121 万 8,873 ウォン（約 15 万 7 千円）であるので、国民基礎生活保障を満額受給する場合に比べ低水準と言える。また緊急支援は原則 1 カ月の支給である。ただし市長、郡守、区庁長が、危機状況が継続していると判断した場合、2 カ月の範囲内で支援の延長が可能である。そしてその後も危機状況が続いている場合は、緊急支援審議委員会の審議を経て、3 カ月の範囲内で延長が可能となる。すなわち、最大で 6 カ月の援助であり、国民基礎生活保障と異なり短期間の支援にすぎない。

また緊急支援の他にも、社会脆弱階層特別保護もあるが、ビニールハウス居住者（韓国ではこのように呼ぶ。）や野宿人など、住民登録上の問題を有しているため国民基礎生活保

<sup>30</sup> 緊急支援事業についての説明は、「2011 年度緊急支援事業案内」による。

<sup>31</sup> その他の保健福祉部長官が認める理由は、保健福祉家族部告示（第 2009-102 号）に列挙されている。すなわち、⑤-1 主所得者との離婚により所得を失った、⑤-2 主所得者の休業、廃業により世帯の所得が最低生計費以下になった、⑤-3 主所得者の失職により世帯の所得が最低生計費以下になった等である。

障を受給できない人のための支援制度であり、扶養義務者から援助を断られたケースには当てはまらない。

しかし緊急支援を受けたが6ヶ月の期間が終了してしまう場合も想定される。この場合には、扶養能力を有する扶養義務者がいるにもかかわらず、扶養を受けることができず、最低生計を維持できないと市長、郡守、区庁長が認定するといった手続きを踏めば、国民生活基礎補償が支給される。ただしこれが認められると、最後まで扶養義務者が扶養を拒否するといったモラルハザードが発生することが考えられる。そこで、受給者として決定された旨を通知する際に、国民基礎生活保障の支給にかかる費用を徴収する可能性があることを扶養義務者に書面で通知する。ただし、これまで実際に徴収した例はない。これは、やむを得ない理由がないにもかかわらず、書面での通知を受けた後も扶養義務を拒否し続ける例はほとんどないからである<sup>32</sup>。

#### 第4節 判例

以上では扶養義務にかかる客観的な基準及び厳格な調査について見てきた。しかし行政が行っている、国民基礎生活保障に扶養義務にかかる事務処理について、2件の訴訟が起こされ、いずれも原告、つまり国民基礎生活保障の受給者、あるいは受給申請者が勝訴している<sup>33</sup>。この2件は、法制処の法律知識情報システムにおける、国民基礎生活保障法の条文別判例目録に登録されている。そこで以下では、これら判例を、要約あるいは加筆等を加えながら紹介する。判例は、①扶養義務にかかる具体的な事例、②受給者や受給申請者がどのような点を不服としたのか、③裁判所はどのように判断したのかといった点に着目して記述した<sup>34</sup>。よって一般的な判例紹介とは異なった記述となっている。

##### (1) 判例1

一つ目として、釜山地方法院で争われた事例を紹介する<sup>35</sup>。まず訴訟に至った経緯を見てみよう。国民基礎生活保障を受給しているA氏について、その事務を担当している区庁が、法第23条に基づいて扶養義務者の所得及び財産調査を実施して、受給権及び給与の適正性の有無を確認した。その結果、娘の世帯総所得が270万ウォン(娘の夫の所得によるもの)、資産が1億797万ウォンとされた。この調査結果に基づき区庁長は、A氏の娘及びその夫が扶養能力のある扶養義務者であると判定し、A氏が調査以前に受け取っていた36万ウォ

<sup>32</sup> 韓国保健社会研究院ノテミョン博士に対する聞き取り調査結果による。

<sup>33</sup> 一件は一審判決が原告勝訴で確定、もう一件は、一審は原告敗訴、二審で原告が勝訴し、上告後、大法院で審理されている。

<sup>34</sup> 判例を見る場合には、[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/pop/LawJoPan.jsp?LAW\\_ID=A1636&PRO\\_M\\_DT=20120201&PROM\\_NO=11248&JO\\_NO=제5조](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/pop/LawJoPan.jsp?LAW_ID=A1636&PRO_M_DT=20120201&PROM_NO=11248&JO_NO=제5조)、を参照のこと(韓国語)。

<sup>35</sup> 釜山地方法院2012.04.05宣告2011クハプ4436判決:確定(法制処の法律知識情報システムにおける、国民基礎生活保障法の条文別判例目録)による。

ンの生計・住居給与を、13 万ウォンに減額する社会福祉サービス及び給与変更処分を下した。

この処分に対して A 氏は、離婚や家庭不和により娘との関係が悪く、扶養義務者が存在しても扶養を受けることができないケースに該当するとして、区庁長に対して処分は違法であるとの訴えを起こした。訴えに対して釜山地方法院は、「区庁長が A 氏に対して行った社会福祉サービス及び給与変更処分を取り消す」とした原告勝訴の判決を下した。そしてその後、被告が控訴しなかったため、この判決が確定した。釜山地方法院がこのように判断した理由は以下のとおりである。

扶養は法による給与に優先して行われ（法第 3 条）、扶養を受けることができる場合、保障機関は受給者に対する給与を変更することができる（法第 29 条）。また、①娘の夫の所得が月 270 万ウォン、財産が 1 億 797 万ウォン所有した事実、②2010 年 12 月頃から 2011 年 11 月頃まで、A 氏が娘と携帯電話で持続的に連絡した事実、③A 氏が娘に対し、扶養できない事項を書面で示すように要求したにもかかわらず、娘がこれに応じなかった事実が確認された。

そして、A 氏は妻と離婚し、家庭不和により息子が家出して家族と連絡が途切れた。2006 年に A 氏は国民基礎受給権者申請を行った。これに伴う生活実態調査の際、娘は連絡先や居住地を両親（A 氏と当時の妻）に知らせていなかったが、娘が自ら直接連絡をし、両親に対する感情が良くないと述べた事実がある。さらに、娘はこの事件の弁論過程で、現在は夫とともに姑を見守り生きているが、経済的には豊かではなく、A 氏を扶養できない状態である旨の事実確認書を提出した事実も認められる。

加えて、①受給者に対する給与を正当な理由なくして不利に変更できない点（法第 34 条）、②受給機関は受給者に対する広範囲な事項に対して調査することができ（法第 22 条及び法第 23 条）、必要な資料の確保が困難な場合は、受給者または扶養義務者等に必要な資料の提出を要求できる点（法施行規則第 35 条）、③受給者あるいは扶養義務者が、調査あるいは資料提出要求を 2 回以上拒否、妨害または忌避する場合には、給与決定の取り消し、停止あるいは中止が可能である点（法第 23 条第 3 項）に鑑みれば、保障機関が受給者に対して給与を減額する場合、これら規定により忠実に調査しなければならないと解釈される。

A 氏の娘と姑と一緒に居住しており、扶養義務者に扶養能力がない、あるいは扶養を忌避され扶養を受けられないケースに該当する余地がある点に鑑みれば、区庁長（被告）が提出した証拠だけでは、A 氏に扶養能力のある扶養義務者が存在すると判断するには十分ではない。よって、区庁長による処分は違法である。

## （2）判例 2

二つ目として、大邱高等法院の判例を紹介する<sup>36</sup>。まず訴訟に至った経緯を見てみよう。

---

<sup>36</sup> 大邱高等法院 2011 年 4 月 29 日宣告 2010 ヌ 2549 判決：上告（法制処の法律知識情報システムにおける、国民基礎生活保障法の条文別判例目録）による。

B氏は区庁に社会福祉サービス及び給与申請をした。区庁が調査した結果、扶養義務者である長男の世帯総所得が738万ウォン、財産が5,710万ウォンであり扶養能力があるとされた。また次男の世帯総所得が172万ウォン、財産が3,416万ウォンであり、扶養能力が微弱であると判定された。よって最終的には扶養義務者に扶養能力があるとされ、区庁長は、B氏に対して扶養義務者に扶養能力があるとして、社会福祉サービス及び給与非適合決定を下した。この処分に対してB氏は、以下の主張により区庁長に対して訴訟を起した。すなわち、長男及び嫁は、B氏及びB氏の夫が事業で不渡りを出した際、借金返済のため多額の資金を支出した。このような理由から、長男は経済的及び感情的な問題から、B氏に対する扶養を拒否しているの、法に基づいて社会福祉サービス及び給与を受け取ることができる。よって区庁長の下した処分は違法である。この訴えは地方法院では退けられたが、B氏が控訴したため、上級審で争われた。

この訴えに対して大邱高等法院は「第一審判決を取り消す。B氏に対して行った社会福祉サービス及び給与費適合決定処分を取り消す」とした原告勝訴の判決を下した。大邱高等法院がこのように判断した理由は以下のとおりである。

扶養は法による給与に優先して行われ(法第3条)、受給権者は、扶養義務者がいないか、扶養義務者がいても扶養能力がない、あるいは扶養を受けることができない認定所得が最低生計費以下の者であり(法第5条)、扶養義務者がいても扶養を受けられない場合とは、扶養義務者が扶養を拒否または忌避する場合等である(法施行令第5条)。また受給者に扶養能力を持った扶養義務者がいることが確認された場合、国民基礎生活保障を支給した保障機関は、生活保障委員会の審議・議決を経て、その費用の全部または一部を、扶養義務者から扶養義務の範囲内で徴収できる(法第46条第1項)。そして徴収する金額は扶養義務者に通知しこれを徴収し、扶養義務者がこれに応じない場合は、国税または地方税滞納処分の例によって、これを徴収すると規定されている(法第46条第3項)。

以上で見た、給与の基本原則、受給権者の範囲及び保障費用の徴収等の規定に照らしてみれば、扶養能力がある扶養義務者がいかなる理由でも、明確に扶養を拒否あるいは忌避している事実が認められれば、受給権者になるための要件である「扶養義務者があっても扶養を受けられない場合」を充足すると解釈できる。また保健福祉部の指針である「国民基礎生活保障事業案内」が、「扶養を拒否あるいは忌避する場合」として具体的に指摘したものは、代表的でありふれている事例を例示したに過ぎない。そして受給権者に国民基礎生活保障を支給した保障機関は、法第46条により扶養能力を持った扶養義務者からその費用の全部または一部を、扶養義務の範囲内で徴収することができる。

さらに、①B氏は2008年12月16日、B氏の夫は2009年9月14日に、それぞれ大邱地方法院から破産宣告及び免責決定を受けた事実、②B氏の長男夫婦は、経済的問題でB氏に対する扶養をできないという内容の理由書を作成し、B氏は社会福祉サービス及び給与提供申請の添付書類として使った事実、③扶養義務の有無を調査する過程で、長男は調査者に「経済的な問題でB氏との関係が悪化して、連絡及び行き来が途切れ、経済的な支援

もしなくなっている」と述べた事実が認められる。

結論としては、扶養能力のある扶養義務者である長男夫婦が、B氏に対する扶養を明確に拒否している以上、B氏は、法及び施行令に定められた「扶養義務者があっても扶養を受けられない場合」に該当すると見なければならぬ。よって区庁長による処分は違法で、これは取りされなければならない。

二つ目の判例では、扶養能力がある扶養義務者がいかなる理由でも、明確に扶養を拒否あるいは忌避している事実が認められれば、受給権者になるための要件である「扶養義務者があっても扶養を受けられない場合」を充足すると解釈されている。この事件は上告されたため、現在は大法院で審理が行われている。もし大法院で同じ判断がなされれば、「扶養義務者から扶養を拒否あるいは忌避された」として国民基礎生活保障の受給が認められるケースが増えると考えられる。ただしこの場合は、正当な理由なく扶養を拒否あるいは忌避した場合には、扶養義務者から積極的に費用を徴収する方向で制度が運用される可能性が高い。

## 6. おわりに

韓国では扶養の位置づけは給与に優先し、父、母、子、子の配偶者が扶養義務者と定められている。また扶養能力がない、あるいは微弱であると判定するため、所得及び財産にかかる客観的な基準が定められている。さらに扶養義務者が扶養を拒否あるいは忌避した場合、これが「扶養能力のある扶養義務者から扶養を受けられない」と判断されるためには、過去に自分を虐待した親を扶養できない等の理由があり、これを地方生活保障委員会が妥当であると認めなければならない。扶養を拒否あるいは忌避した扶養義務者からは、扶養義務の範囲内で給付費用等が徴集される可能性もある。

これらの客観的な扶養能力にかかる基準、扶養能力のある扶養義務者から扶養を受けられない理由の妥当性判断が機能するためには、所得や財産等の調査が必要不可欠である。韓国では、①住民登録番号により国民が識別可能であること、②「幸福ネットワーク」により、関係公的機関、民間機関が有する所得及び財産情報が一元的に収集され、蓄積されることから、国民基礎生活保障の担当は、所得及び財産情報を労せず把握することができる。さらに「扶養能力のある扶養義務者から扶養を受けられない」と判定する際にも、事実関係の調査を必ず行っている。よって調査は厳格に行われていると言える。

客観的な所得及び財産基準を法令等で定めていることにより、扶養義務にかかる各地方自治体の判断が統一され、透明な制度の運用がなされている点は注目すべきである。またこれら基準が形骸化しないように、調査が厳格に行われている点も評価に値する。現在、日本において生活保護制度の議論が行われているが、韓国の国民基礎生活保障における扶養義務についての情報は、議論の参考となると考えられる。



<参考文献>

保健福祉部（2010）『社会福祉統合管理綱白書（2010.12）』。

保健福祉部（2012）『2012年国民基礎生活保障事業案内』。

(表 1) 受給申請世帯及び扶養義務世帯の人数による所得基準 (年間所得)

(万円)

		扶養能力 判定	扶養義務世帯の世帯員数				
			1人	2人	3人	4人	5人
受給申請世帯の世帯員数	1人	能力なし (未満)	111	189	245	300	356
		能力微弱	111~222 <316>	189~300 <273>	245~356 <507>	300~412 <586>	356~467 <665>
		能力あり (以上)	222<316>	300<273>	356<507>	412<586>	467<665>
	2人	能力なし (未満)	111	189	245	300	356
		能力微弱	111~300 <428>	189~379 <539>	245~434 <618>	300~490 <697>	356~545 <776>
		能力あり (以上)	300<428>	379<539>	434<618>	490<697>	545<776>
	3人	能力なし (未満)	111	189	245	300	356
		能力微弱	111~356 <507>	189~434 <618>	245~490 <697>	300~545 <776>	356~601 <855>
		能力あり (以上)	356<507>	434<618>	490<697>	545<776>	601<855>
	4人	能力なし (未満)	111	189		300	356
		能力微弱	111~407 <586>	189~490 <697>	245~545 <776>	300~601 <855>	356~657 <934>
		能力あり (以上)	407<586>	490<697>	545<776>	601<855>	657<934>
	5人	能力なし (未満)	111	189	245	300	356
		能力微弱	111~467 <665>	189~545 <776>	245~601 <855>	300~657 <934>	356~712 <1013>
		能力あり (以上)	467<665>	545<776>	601<855>	657<934>	712<1,013>

(出所) 保健福祉部 (2012) 37 ページの数値をもとに、筆者が作成した。

(注) 1. ウォンから円の換算は、IMF が算出した購買力平価により行った。

2. &lt; &gt;内の数値は、受給申請者世帯が高齢世帯、障害者世帯、母子・父子世帯の場合の金額である。

(表 2) 受給申請世帯及び扶養義務世帯の人数による財産基準

(万円)

		扶養義務世帯の世帯員数				
		1人	2人	4人	4人	5人
受給申請 世帯の 世帯員数	1人	1,857	1,907	1,943	1,979	2,015
	2人	1,907	1,957	1,993	2,029	2,065
	3人	1,943	1,993	2,029	2,065	2,101
	4人	1,979	2,029	2,065	2,101	2,137
	5人	2,015	2,065	2,101	2,137	2,173

(出所) 保健福祉部 (2012) 38 ページの数値をもとに、筆者が作成した。

(注) 1. ウォンから円の換算は、IMF が算出した購買力平価により行った。

2. 扶養義務者が大都市に居住しているケースである。